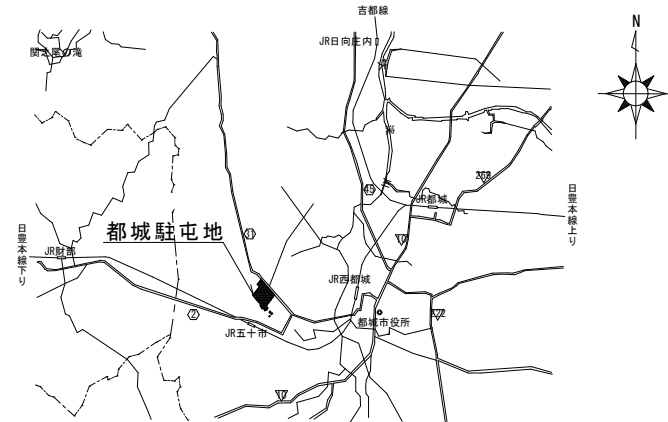


# 2 7 1 号建物防犯設備修理

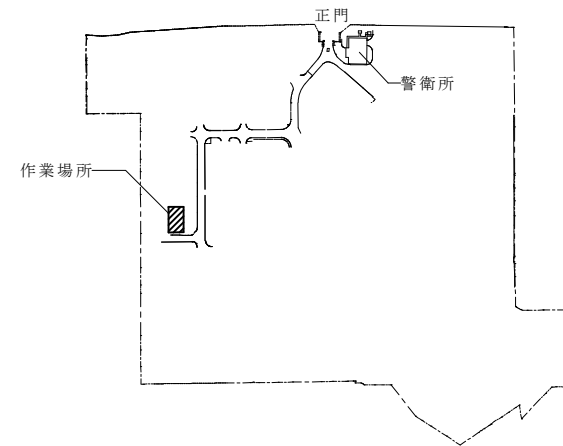
件名	2 7 1 号建物防犯設備修理			図面No.	1/2
図名	表紙			縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕係	管財係	設計者
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊				令和7年5月 日	

# 仕様書

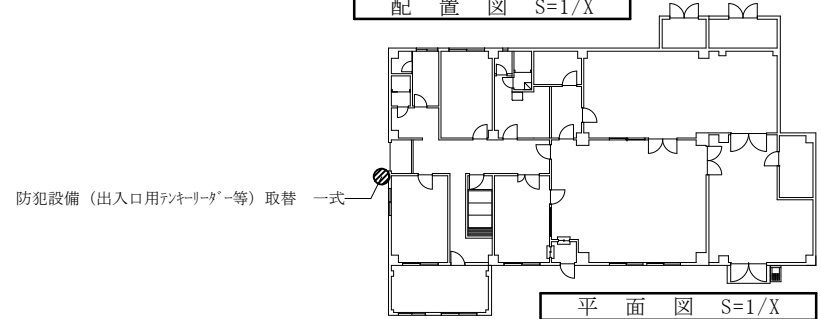
- 1 件名  
271号建物防犯設備修理
- 2 場所  
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊 都城駐屯地
- 3 概要  
防犯設備（出入口用テンキーリーダー）取替・・・一式
- 4 一般事項
  - (1) 本仕様書及び図面に記載なき事項は、取替する部品のメーカー仕様による。
  - (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
  - (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
  - (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
  - (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
  - (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
  - (7) 本件の作業写真は、作業前、作業中、作業後、主要な工事段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。
  - (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
  - (9) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊都城訓練場(宮崎県都城市都原町7488番地)の監督官が指定した場所に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物(残土を除く。)は、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを監督官に提出するものとする。
  - (10) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
  - (11) 提出書類については、監督官から別途指示する。
- 5 特記事項
  - (1) 取替機器
    - ア テンキーリーダー・タイプA露出(セコム製 セキュリティロック2 TCU0370) 1台
    - イ テンキー用屋外ボックス(セコム製 4207000) 1台
  - (2) 防犯設備(テンキー等)取替後、正常に動作することを確認するものとする。
  - (3) 取替作業中に別途不具合が発生した際は、原因を追究し修理見積を提出するものとする。



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X



平面図 S=1/X

件名	271号建物防犯設備修理	図面No.	2/2
図名	仕様書・案内図・配置図・平面図	縮尺	—
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊		令和7年5月 日	